

# 半 期 報 告 書

(第6期中) 自 平成22年4月1日  
至 平成22年9月30日

首都高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関一丁目4番1号

(E04373)

# 目次

## 【表紙】

第一部 【企業情報】 .....	1
第1 【企業の概況】 .....	1
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	1
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【業績等の概要】 .....	4
2 【生産、受注及び販売の状況】 .....	6
3 【対処すべき課題】 .....	6
4 【事業等のリスク】 .....	6
5 【経営上の重要な契約等】 .....	6
6 【研究開発活動】 .....	7
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	7
第3 【設備の状況】 .....	10
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】 .....	10
2 【道路資産】 .....	10
第4 【提出会社の状況】 .....	11
1 【株式等の状況】 .....	11
2 【株価の推移】 .....	12
3 【役員の状況】 .....	13
第5 【経理の状況】 .....	14
1 【中間連結財務諸表等】 .....	15
2 【中間財務諸表等】 .....	40
第6 【提出会社の参考情報】 .....	57
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	58
[中間監査報告書]	

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年12月21日
【中間会計期間】	第6期中（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）
【会社名】	首都高速道路株式会社
【英訳名】	Metropolitan Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 橋本 圭一郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関一丁目4番1号
【電話番号】	03-3502-7311（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 中山 尚信
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関一丁目4番1号
【電話番号】	03-3502-7311（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 中山 尚信
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第4期中	第5期中	第6期中	第4期	第5期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
営業収益（百万円）	129,881	126,635	131,357	306,973	499,162
経常利益又は経常損失（△） （百万円）	1,041	△3,185	△275	4,608	4,973
中間（当期）純利益又は 中間純損失（△）（百万円）	537	△2,049	△260	3,252	1,873
純資産額（百万円）	31,221	31,946	35,621	33,944	35,827
総資産額（百万円）	457,014	549,659	430,135	548,883	445,795
1株当たり純資産額（円）	1,138.28	1,162.94	1,298.58	1,238.83	1,308.24
1株当たり中間（当期）純利益 金額又は1株当たり中間純損失 金額（△）（円）	19.91	△75.89	△9.65	120.46	69.40
潜在株式調整後1株当たり中間 （当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	6.7	5.7	8.2	6.1	7.9
営業活動によるキャッシュ・フ ロー（百万円）	△50,300	△29,119	△20,042	△84,414	135,728
投資活動によるキャッシュ・フ ロー（百万円）	△4,382	△10,445	△2,910	△17,434	△13,235
財務活動によるキャッシュ・フ ロー（百万円）	18,260	24,510	4,290	86,953	△112,326
現金及び現金同等物の中間期末 （期末）残高（百万円）	12,577	19,052	25,610	34,106	44,272
従業員数（人） [外、平均臨時雇用人員]	3,075 [1,383]	3,100 [1,292]	4,066 [369]	3,150 [1,314]	3,103 [1,287]

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、第5期中間連結会計期間及び第6期中間連結会計期間にあつては1株当たり中間純損失であります。

3. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に各期間の平均人員を外数で記載しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第4期中	第5期中	第6期中	第4期	第5期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
営業収益（百万円）	129,012	125,625	130,480	305,241	497,014
経常利益又は経常損失（△） （百万円）	231	△4,301	△721	2,491	2,370
中間（当期）純利益又は 中間純損失（△）（百万円）	68	△2,718	△346	1,989	440
資本金（百万円）	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500
発行済株式総数（千株）	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000
純資産額（百万円）	29,061	28,263	31,076	30,981	31,422
総資産額（百万円）	448,672	540,273	419,659	540,894	437,356
1株当たり純資産額（円）	1,076.33	1,046.78	1,150.97	1,147.47	1,163.79
1株当たり中間（当期）純利益 金額又は1株当たり中間純損失 金額（△）（円）	2.53	△100.68	△12.82	73.67	16.31
潜在株式調整後1株当たり中間 （当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
1株当たり配当額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（%）	6.5	5.2	7.4	5.7	7.2
従業員数（人）	1,112	1,120	1,110	1,119	1,120

（注）1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、第5期中間会計期間及び第6期中間連結会計期間にあっては、1株当たり中間純損失であります。

3. 従業員数は就業人員（当社からの出向者を除き、当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

## 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社及び関係会社が営む事業の内容に重要な変更はありません。  
また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	3,863
受託事業	[359]
駐車場事業	52
その他の事業	[10]
全社（共通）	151 [-]
計	4,066 [369]

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に当中間連結会計期間平均人員を外数で記載しております。
2. 高速道路事業及び受託事業、駐車場事業及びその他の事業については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、それぞれ一括して記載しております。
3. 従業員は前連結会計年度末に比べて963名増加しておりますが、これは首都高トールサービス西東京(株)他9社の勤務の実態が従業員と近い形態である嘱託等社員を含んだことによるものであります。

### (2) 提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数（人）	1,110
---------	-------

- (注) 従業員数は就業人員（当社からの出向者を除き、当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

### (3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、輸出・生産・企業収益・個人消費においては持ち直しの動きが見られるようになったものの、自律性は弱く、雇用情勢は依然として厳しい状況で推移しました。

このような経済状況の下、当中間連結会計期間においては、当社グループが管理する首都高速道路の利用交通量は、大型車が前年同期比10.4%増、普通車は0.3%増となり、全体としては207.3百万台（113.3万台/日）となっております。

また、高速道路事業以外の事業として、5箇所の都市計画駐車場等の駐車場事業、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアの運営及び管理等を展開してまいりました。当中間連結会計期間においては、新たな事業展開として、平成22年8月10日に高速2号目黒線高架下にトランクルーム、平成22年9月18日に高速埼玉大宮線と野ジャンクション付近に利便増進施設をそれぞれオープンさせました。

この結果、当中間連結会計期間の営業収益は、前年同期比3%増の131,357百万円となり、営業損失は244百万円（前年同期は営業損失3,229百万円）、経常損失は275百万円（前年同期は経常損失3,185百万円）、法人税等を控除した中間純損失は260百万円（前年同期は中間純損失2,049百万円）となりました。セグメントごとの業績の概要は下記のとおりであります。

なお、セグメント別の売上高及び営業損益にはセグメント間取引を含んでおります。セグメント間取引の詳細については、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報)」を併せてご参照下さい。

#### ① 高速道路事業

##### (営業収益)

当社グループは、首都高速道路のネットワーク整備の推進と営業路線の清掃・点検等の適正な管理を24時間365日体制で実施しており、営業路線延長は299.3kmとなっております。

料金所周辺での渋滞緩和やお客様のキャッシュレス化による利便性の向上等を図るため、従来からETC普及に努めているところですが、「ETC宅配サービス」によるETC車載器の廉価販売や、曜日別時間帯別割引等を実施してまいりました。その結果、ETCの利用率は、平成22年9月の平均が88.1%となり、前年同期比で1.6%の増となっております。

また、お客様サービスの一層の向上のため、ホームページに設けたグリーンポストやお客様満足度調査等を通じて得られたお客様の要望や意見を各種改善に反映し、サービス向上に努めてまいりました。

さらに、お客様に、より安全・快適に首都高速道路をご利用いただくため、走行環境の改善やパーキングエリアのリニューアル等を行ってまいりました。

このような状況の中で、営業収益のうち、料金収入等は景気回復により交通量が増加した結果、前年同期比2%増の124,128百万円となりました。

高速道路の新設については、首都高速道路の最大の課題である渋滞を解消すべく、中央環状線の最終区間である中央環状品川線（3号渋谷線～湾岸線間9.4km）の平成25年度中の開通に向け事業推進に努めるなど、5路線23.2kmの整備を行ってまいりました。

また、高速道路の改築等については、当中間連結会計期間は、地震災害時の安全強化のため支承・連結装置の耐震性向上対策等の防災安全対策を継続して行うとともに、舗装の打ち替え等営業中路線において必要となる構造物等の更新を行ってまいりました。

営業収益のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）への債務引渡しに伴う道路資産完成高は前年同期比36%増の5,216百万円となりました。

以上の結果、営業収益は、前年同期比3%増の129,345百万円となりました。

##### (営業損失)

平成18年3月31日に当社が機構と締結し、平成21年3月31日付けで一部変更しました「都道首都高速1号線等に関する協定」（以下「協定」といいます。）に基づく機構への賃借料の支払いや管理費用の支出等により、営業費用は前年同期比1%増の129,892百万円となり、営業損失は546百万円（前年同期は営業損失3,651百万円）となりました。

なお、協定に基づき機構へ支払う賃借料の減算は実施しておりません。

（注）料金収入等は、営業収益から道路資産完成高を控除したものであり、前中間連結会計期間の料金収入等は、120,793百万円であります。

② 駐車場事業

(営業収益)

都市計画駐車場及び高架下等駐車場において、お客様にご利用しやすい料金の設定による定期駐車や時間貸し駐車の実業を行ってまいりました。

この結果、営業収益は前年同期比0%減の1,372百万円となりました。

(営業利益)

主に駐車場の管理費用の支出等により、営業費用は前年同期比7%増の1,151百万円となり、営業利益は前年同期比29%減の220百万円となりました。

③ 受託事業

(営業収益)

東神奈川出入口通行止規制等の施工協定をはじめ、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施した結果、営業収益は前年同期比43%減の83百万円となりました。

(営業損失)

営業費用は前年同期比38%減の90百万円となり、営業損失は6百万円(前年同期は営業損失1百万円)となりました。

④ その他の事業

(営業収益)

休憩所等事業として、首都高速道路上20箇所のパーキングエリアにおいて、お客様が気軽に立ち寄れる都市型パーキングエリアの実施を目指し、平和島(下)PAと大師PAを自動販売機型コンビニエンスストアにリニューアルする等の施策を行ってまいりました。

また、高速2号目黒線高架下にトランクルーム、高速埼玉大宮線と野ジャンクション付近に利便増進施設を設置し、運営を行ってまいりました。

あわせて、高架下貸貸施設の運営及び管理等を行ってまいりました。

この結果、営業収益は前年同期比13%増の706百万円となりました。

(営業利益)

利便増進事業及びトランクルーム事業の開始に伴う費用の発生等により、営業費用は前年同期比19%増の617百万円となり、営業利益は前年同期比16%減の88百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

非資金項目である減価償却費3,161百万円等の資金増加要因があったものの、税金等調整前中間純損失275百万円に加え、仕掛道路資産の増加額17,565百万円等の資金減少要因があったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは、20,042百万円の資金支出(前年同期は29,119百万円の資金支出)となりました。

なお、上記仕掛道路資産の増加額は、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「特措法」といいます。)第51条第2項及び第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであります。かかる資産は、中間連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

主に、料金所施設、ETC設備等の設備投資により、投資活動によるキャッシュ・フローは2,910百万円の資金支出(前年同期は10,445百万円の資金支出)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

道路建設関係長期借入れによる収入21,925百万円等による収入があった一方、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項による債務引受けによる道路建設関係長期借入金の減少額16,065百万円等があり、財務活動によるキャッシュ・フローは、4,290百万円の資金収入(前年同期は24,510百万円の資金収入)となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間における現金及び現金同等物の中間期末残高は、期首に比べ18,661百万円減少し、25,610百万円となりました。



## 2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各セグメントの業績に関連付けて記載しております。

## 3【対処すべき課題】

平成21年8月に「中期経営計画2011」（計画期間：平成21年度～平成23年度）を策定しました。引き続き、「首都圏のひと・まち・くらしを安全・円滑な首都高速道路ネットワークで結び、豊かで快適な社会の創造に貢献する」という基本理念の更なる推進に取り組んでまいります。また、距離別料金の導入に向けて、関係機関等と引き続き協議してまいります。

### 〔高速道路事業〕

平成18年7月に策定した首都高渋滞対策アクションプログラムに基づき、ネットワーク整備やボトルネック対策等を着実に進めてまいります。

平成22年10月には、高速神奈川6号川崎線の殿町から大師ジャンクション間が開通し、既に開通している川崎浮島ジャンクションから殿町出入口の区間と合わせて高速神奈川1号横羽線（横浜方向）と高速湾岸線が接続し、川崎市街から羽田空港や東京湾アクアライン（千葉方面）へのアクセスが向上するなど、高速神奈川6号川崎線が一層便利になります。

また、ネットワーク整備の要となる中央環状線については、平成21年度の3号渋谷線～4号新宿線間の開通による中央環状新宿線の全線開通に続き、中央環状品川線（3号渋谷線～湾岸線間9.4km）の平成25年度中の開通に向け、事業推進に努めてまいります。

安全対策を更に推進するための取組として、ETC利用の増加に伴い利用環境が変化している料金所付近における「料金所総合安全対策」等を進めてまいります。

不正通行の撲滅に向け、不正通行監視設備による不正通行等車両の捕捉を強化し、不正通行者を警察へ通報するとともに、割増金を含めた通行料金の請求・回収の強化を図ってまいります。

構造物の老朽化への対応としては、アセットマネジメントの考え方を活用しながら、確実に効率的な点検・補修を実施し、道路構造物の予防保全を徹底してまいります。

なお、引き続き道路の適切な管理水準を維持しつつ、コスト管理を徹底します。また、子会社に対し、首都高グループとして経営方針の徹底を図ってまいります。

### 〔高速道路事業以外の事業〕

首都高速道路をご利用になるお客様、首都圏にお住まいの皆様の豊かな生活実現のため、首都高速道路に関連する新たなライフスタイルを提案し、地域の価値を高める様々なバリューアップ事業を総合的に展開し、地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

このため駐車場事業や休憩所事業等を中心として長期安定的な経営基盤強化を図りつつ、首都高速道路をご利用になるお客様や地域のお客様の生活の質的な向上に資するため、様々な事業の検討・実施を行ってまいります。

## 4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、半期報告書提出日現在において判断したものであります。

## 5【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに決定又は締結した経営上の重要な契約等はありません。

## 6 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、主に高速道路事業に係る維持管理技術に関する研究を行っております。具体的テーマとしては、①既設構造物における損傷状況の検出・計測等に関するもの、②既設構造物に現に発生している損傷の補修・補強等に関するもの、③既設構造物の過去の点検データ等の利用・活用に関するもの、④既設構造物における施工済みの補修・補強状況の評価等に関するもの、⑤既設構造物の緑化や電気通信設備・機械設備等の道路附属物に必要なエネルギーの省力化に関するもの、⑥既設構造物の維持管理に伴う現場作業の効率化、安全対策技術の向上等に関するもの、前記①～⑥の目的を達成するために必要な課題を基本として、各年度ごとに、グループ間で協議の上、業務上の必要性、コスト縮減、及び業務効率化につながるものという視点で具体的研究内容を決定の上、実施しております。

また、民間会社・大学等との共同研究開発活動としまして、①分岐合流部を有する道路トンネルの耐震設計技術に関するもの、②都市内での既設構造物の更新技術に関するもの、③既設構造物の長寿命化技術に関するもの、④標識設備の省電力化技術に関するもの、前記①～④の目的を達成するために必要な課題を基本として、概ね2年の共同研究期間にて、今後の維持管理費用を大幅に抑制すべく共同研究を実施しております。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、半期報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

### (1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

#### ① 高速道路事業の特性について

高速道路事業については、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）及び機構法の規定により機構と平成18年3月31日付けで締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借受けた上、道路利用者より料金を収受、かかる料金収入から機構への賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の収受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、高速道路事業における将来の経済情勢の変動等による想定外の収入の減少や管理費の増大に備え、内部留保することとしております。

また、高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。

#### ② 機構による債務引受け等について

既述のとおり、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところであります。機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路に係る道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表ないし財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取り扱い機構が行うこととなります。

また、首都高速道路公団（以下「首都公団」といいます。）の民営化に伴い当社及び機構が承継した首都公団の債務の一部について、当社と機構との間に、連帯債務関係が生じております（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第16条）。

### (2) 重要な会計方針及び見積もり

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。かかる中間連結財務諸表の作成に際しては、中間連結決算日における資産、負債及び中間連結会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積もりを行う必要があります。

当該見積もりについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積もり特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積もりと異なる場合があります。

当社グループの中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの中間連結財務諸表においては重要であると考えております。

#### ① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社中間連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について ② 機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの連結財務諸表には計上されないこととなります。

#### ② 完成工事高の計上基準

道路資産完成高の計上については、工事完成基準によっております。

工事に係る受託業務収入の計上については、当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、平成21年3月31日以前に着手した工事は工事完成基準を適用しております。

#### ③ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率等が含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

#### ④ 固定資産の減損

固定資産の回収可能価額については、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等多数の前提条件に基づき算出しております。なお、当中間連結会計期間においては固定資産について価値の低下が生じた事実が認められないため、減損処理は行っておりません。

### (3) 経営成績の分析

#### ① 営業収益

当中間連結会計期間の営業収益は、合計で前年同期比3%増の131,357百万円となりました。

高速道路事業については、景気回復の影響等により、前年同期比3%増の129,345百万円となりました。また、機構への債務引渡しに伴う道路資産完成高は、前年同期比36%増の5,216百万円となりました。

駐車場事業については、都市計画駐車場における時間貸し及び定期駐車収入等により、前年同期比0%減の1,372百万円となりました。

受託事業については、東神奈川出入口通行止規制等の施工協定をはじめ、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施したことにより、前年同期比43%減の83百万円となりました。

その他の事業については、前年同期比13%増の706百万円となりました。

#### ② 営業利益（営業損失）

当中間連結会計期間の営業費用は、合計で前年同期比1%増の131,601百万円となりました。

高速道路事業については、協定に基づく機構への貸借料の支払いや管理費用の支出等により前年同期比1%増の129,892百万円となりました。

駐車場事業については、主に駐車場の管理費用の支出等により、前年同期比7%増の1,151百万円、受託事業については、前年同期比38%減の90百万円、その他の事業については、利便増進事業及びトランクルーム事業の開始に伴う費用の発生等により、前年同期比19%増の617百万円となりました。

以上により、当中間連結会計期間における営業損失は合計で244百万円（前年同期は営業損失3,229百万円）

となりました。その内訳は、高速道路事業が546百万円の営業損失、駐車場事業が220百万円の営業利益、受託事業が6百万円の営業損失、その他の事業が88百万円の営業利益となっております。

なお、セグメント別の営業収益、営業費用及び営業損益にはセグメント間取引を含んでおります。セグメント間取引の詳細については、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報)」を併せてご参照下さい。

③ 営業外損益

当中間連結会計期間の営業外収益は、土地物件貸付料39百万円等により前年同期比59%減の112百万円、営業外費用は、利息の支払い127百万円等により前年同期比38%減の144百万円となりました。

④ 経常損失

以上の結果、当中間連結会計期間の経常損失は275百万円（前年同期は経常損失3,185百万円）となりました。

⑤ 中間純損失

法人税等を控除した中間純損失は260百万円（前年同期は中間純損失2,049百万円）となりました。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、高速道路料金の徴収等の営業活動のほか、機構及び金融機関からの長期借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる道路資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

### 第3【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が首都公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下、本「第3設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておられません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

#### 1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

##### (1) 主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

##### (2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等の計画について、重要な変更はありません。また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

#### 2【道路資産】

##### (1) 主要な道路資産の状況

当中間連結会計期間において、特措法第51条の規定による工事完了に伴い機構に帰属することとなった仕掛道路資産当期減少額5,216百万円の内訳は下表のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期 (注1)	道路資産価額 (百万円) (注2)
都道首都高速晴海線	江東区豊洲六丁目～江東区有明二丁目（新設）	平成22年7月	752
都道首都高速 東京地区	防災・安全対策（改築）		1,623
都道首都高速1号線等	修繕	平成22年6月	2,840
		平成22年9月	
合計		—	5,216

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

また、当中間連結会計期間において、主要な道路資産に重要な異動はありません。

なお、主要な道路資産に係る当連結会計年度における協定に基づく年間賃借料は、197,211百万円であり、前連結会計年度から変更されております。

(注) 年間賃借料には消費税等は含まれておりません。

##### (2) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間における道路資産の建設、除却等の計画について、横浜市道高速横浜環状北線の建設完了予定を平成25年3月から平成29年3月に変更する旨、平成22年9月10日付けで、国土交通大臣あて届出をいたしました。

なお、上記建設完了予定年月日の変更を除き、前連結会計年度末現在の道路資産に係る重要な建設計画について、変更はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	108,000,000
計	108,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数 (株) (平成22年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成22年12月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	27,000,000	27,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	27,000,000	27,000,000	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年9月30日	—	27,000,000	—	13,500	—	13,500

## (6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関2丁目1番3号	13,499,997	49.99
東京都	東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	7,215,618	26.72
神奈川県	横浜市中区日本大通1	2,236,443	8.28
埼玉県	さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	1,593,702	5.90
横浜市	横浜市中区港町1丁目1番	1,203,121	4.45
川崎市	川崎市川崎区宮本町1番地	1,033,322	3.82
千葉県	千葉市中央区市場町1番1号	217,797	0.80
計	—	27,000,000	100.00

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 26,999,700	269,997	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 300	—	1単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	27,000,000	—	—
総株主の議決権	—	269,997	—

## ② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

## 2 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

### 3 【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の変動は次のとおりであります。

#### (1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)	就任年月日
取締役	—	大沼 広	昭和24年10月16日生	昭和48年4月 首都高速道路公団採用 平成16年5月 同業務部長 平成17年10月 当社営業部長 平成19年7月 同 距離別料金本部事務局長 平成21年6月 同 常務取締役 平成22年6月 同 監査役(常勤) 平成22年9月 同 取締役(現在)	(注1)	—	平成22年9月10日
監査役 (常勤)	—	千場 謹二	昭和31年1月2日生	昭和55年4月 警察庁採用 平成16年4月 警察大学校教官教養部長 平成17年4月 石川県警察本部長 平成19年8月 警察大学校警備教養部長 平成20年3月 同 教務部長 平成21年2月 新潟県警察本部長 平成22年8月 警察庁長官官房付 平成22年9月 当社監査役(常勤)(現在)	(注2)	—	平成22年9月10日

- (注) 1. 平成22年9月期に係る臨時株主総会の終結の時(平成22年9月10日)から平成24年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
2. 平成22年9月期に係る臨時株主総会の終結の時(平成22年9月10日)から平成26年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

#### (2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
常務取締役	—	日月 俊昭	平成22年9月10日
監査役 (常勤)	—	大沼 広	平成22年9月10日



## 第5【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

なお、前中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）及び当中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）及び当中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】  
 (1) 【中間連結財務諸表】  
 ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>			
流動資産			
現金及び預金	14,222	11,684	14,455
高速道路事業営業未収入金	21,487	20,081	39,606
未収入金	233	178	2,529
短期貸付金	—	13,996	14,987
有価証券	5,000	—	15,000
たな卸資産			
仕掛道路資産	386,496	251,973	233,343
貯蔵品	389	233	342
その他のたな卸資産	87	130	54
受託業務前払金	36,873	49,133	45,596
前払金	2,896	3,216	1,692
繰延税金資産	2,864	1,677	1,228
その他	4,475	3,975	2,230
貸倒引当金	△202	△195	△204
流動資産合計	474,823	356,088	370,863
固定資産			
有形固定資産			
建物	12,472	12,859	12,615
減価償却累計額	△2,938	△3,554	△3,242
建物(純額)	9,533	9,304	9,372
構築物	※4 19,922	※4 21,763	※4 21,157
減価償却累計額	△3,396	△4,403	△3,903
構築物(純額)	16,525	17,360	17,253
機械及び装置	42,121	43,064	42,951
減価償却累計額	△7,374	△10,710	△9,040
機械及び装置(純額)	34,746	32,353	33,910
車両運搬具	1,546	1,933	1,825
減価償却累計額	△715	△1,028	△858
車両運搬具(純額)	830	904	967
工具、器具及び備品	874	1,312	1,138
減価償却累計額	△364	△511	△443
工具、器具及び備品(純額)	509	801	695
土地	7,915	7,915	7,915
リース資産	95	100	100
減価償却累計額	△28	△55	△41
リース資産(純額)	66	45	58
建設仮勘定	1,988	2,798	1,945
有形固定資産合計	72,118	71,483	72,118
無形固定資産			
投資その他の資産	1,320	938	1,241
投資有価証券	30	30	30
敷金	960	1,094	965
繰延税金資産	311	428	497
その他	99	72	82
貸倒引当金	△3	—	△3
投資その他の資産合計	1,397	1,624	1,571
固定資産合計	74,836	74,047	74,932
資産合計	※1 549,659	※1 430,135	※1 445,795

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>			
流動負債			
高速道路事業営業未払金	19,523	18,453	30,228
短期借入金	—	—	600
1年以内返済予定長期借入金	24,576	29,182	23,972
リース債務	27	24	26
未払金	2,606	2,935	11,949
未払法人税等	621	520	2,801
預り金	1,038	274	332
受託業務前受金	40,863	51,605	47,577
前受金	1,169	902	1,033
賞与引当金	1,598	1,647	1,314
回数券払戻引当金	30	103	101
その他	2,545	1,890	2,795
流動負債合計	94,600	107,541	122,734
固定負債			
道路建設関係社債	※1 115,737	※1 142,886	※1, ※3 142,857
道路建設関係長期借入金	※3 257,094	※3 97,661	※3 94,740
その他の長期借入金	18,339	13,715	16,936
リース債務	44	24	36
退職給付引当金	31,371	32,215	32,164
役員退職慰労引当金	109	109	132
負ののれん	3	—	—
その他	413	360	366
固定負債合計	423,112	286,972	287,233
負債合計	517,713	394,514	409,968
純資産の部			
株主資本			
資本金	13,500	13,500	13,500
資本剰余金	13,500	13,500	13,500
利益剰余金	4,399	8,061	8,322
株主資本合計	31,399	35,061	35,322
少数株主持分	546	559	504
純資産合計	31,946	35,621	35,827
負債・純資産合計	549,659	430,135	445,795

## ②【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結損益計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業収益	126,635	131,357	499,162
営業費用			
道路資産賃借料	96,965	98,605	179,176
高速道路等事業管理費及び売上原価	29,096	29,049	306,807
販売費及び一般管理費	※1 3,802	※1 3,946	※1 8,142
営業費用合計	129,864	131,601	494,126
営業利益又は営業損失(△)	△3,229	△244	5,036
営業外収益			
受取利息	7	7	17
還付加算金	31	—	—
土地物件貸付料	39	39	79
損害賠償金	78	—	78
負ののれん償却額	3	—	6
収用補償金	48	—	48
その他	70	65	202
営業外収益合計	279	112	433
営業外費用			
支払利息	162	127	307
回数券払戻引当金繰入額	—	14	109
その他	73	2	79
営業外費用合計	235	144	496
経常利益又は経常損失(△)	△3,185	△275	4,973
特別損失	—	—	※2 273
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	△3,185	△275	4,700
法人税、住民税及び事業税	425	305	2,980
法人税等調整額	△1,613	△380	△162
法人税等合計	△1,187	△74	2,817
少数株主損益調整前中間純損失(△)	—	△201	—
少数株主利益	50	59	8
中間純利益又は中間純損失(△)	△2,049	△260	1,873

## ③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の要約
	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	連結株主資本等変動 計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<b>株主資本</b>			
<b>資本金</b>			
前期末残高	13,500	13,500	13,500
当中間期末残高	13,500	13,500	13,500
<b>資本剰余金</b>			
前期末残高	13,500	13,500	13,500
当中間期末残高	13,500	13,500	13,500
<b>利益剰余金</b>			
前期末残高	6,448	8,322	6,448
当中間期変動額			
中間純利益又は中間純損失(△)	△2,049	△260	1,873
当中間期変動額合計	△2,049	△260	1,873
当中間期末残高	4,399	8,061	8,322
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	33,448	35,322	33,448
当中間期変動額			
中間純利益又は中間純損失(△)	△2,049	△260	1,873
当中間期変動額合計	△2,049	△260	1,873
当中間期末残高	31,399	35,061	35,322
<b>少数株主持分</b>			
前期末残高	496	504	496
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	50	54	8
当中間期変動額合計	50	54	8
当中間期末残高	546	559	504
<b>純資産合計</b>			
前期末残高	33,944	35,827	33,944
当中間期変動額			
中間純利益又は中間純損失(△)	△2,049	△260	1,873
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	50	54	8
当中間期変動額合計	△1,998	△206	1,882
当中間期末残高	31,946	35,621	35,827

## ④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間		前連結会計年度の要約
	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>					
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)		△3,185		△275	4,700
減価償却費		3,166		3,161	6,332
退職給付引当金の増減額(△は減少)		321		51	1,114
賞与引当金の増減額(△は減少)		253		332	△30
貸倒引当金の増減額(△は減少)		△1		△12	△0
回数券払戻引当金の増減額(△は減少)		△0		1	70
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)		△6		△23	16
受取利息		△7		△7	△17
支払利息		162		127	307
固定資産除却損		902		141	994
売上債権の増減額(△は増加)		20,462		21,930	5
未収消費税等の増減額(△は増加)		1,363		△1,150	3,026
仕掛道路資産の増減額(△は増加)	※2	△32,066	※2	△17,565	※2 122,920
貯蔵品の増減額(△は増加)		△86		109	△39
受託業務前払金の増減額(△は増加)		△1,897		△3,537	△10,620
前払金の増減額(△は増加)		△558		△1,524	645
仕入債務の増減額(△は減少)		△15,285		△18,361	2,035
未払消費税等の増減額(△は減少)		△153		△2,658	2,469
受託業務前受金の増減額(△は減少)		1,554		4,028	8,268
前受金の増減額(△は減少)		△207		△131	△343
負ののれん償却額		△3		—	△6
その他		63		△522	154
小計		△25,210		△15,885	142,006
利息の受取額		7		7	17
利息の支払額		△1,774		△1,307	△3,534
法人税等の支払額		△2,142		△2,857	△2,761
営業活動によるキャッシュ・フロー	※2	△29,119	※2	△20,042	※2 135,728
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>					
有形固定資産の取得による支出		△10,457		△2,783	△13,018
有形固定資産の売却による収入		113		8	123
その他		△101		△135	△340
投資活動によるキャッシュ・フロー		△10,445		△2,910	△13,235
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>					
道路建設関係長期借入れによる収入		32,460		21,925	74,920
道路建設関係社債発行による収入		—		—	66,930
長期借入れによる収入		—		520	90
長期借入金の返済による支出		△1,603		△1,470	△3,282
道路建設関係長期借入金の増減額(△は減少)	※2	△5,382	※2	△16,065	※2 △210,614
道路建設関係社債の増減額(△は減少)		—		—	※2 △39,994
少数株主への配当金の支払額		—		△4	—
その他		△963		△614	△376
財務活動によるキャッシュ・フロー		24,510		4,290	△112,326
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		△15,053		△18,661	10,166
現金及び現金同等物の期首残高		34,106		44,272	34,106
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1	19,052	※1	25,610	※1 44,272

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	すべての子会社を連結しております。 連結子会社の数 15社 連結子会社の名称 首都高トールサービス西東京(株) 首都高トールサービス東東京(株) 首都高トールサービス神奈川(株) 首都高パトロール(株) 首都高カー・サポート(株) 首都高技術(株) 首都高メンテナンス西東京(株) 首都高メンテナンス東東京(株) 首都高メンテナンス神奈川(株) 首都高電気メンテナンス(株) 首都高E T Cメンテナンス(株) 首都高機械メンテナンス(株) 首都高高速道路サービス(株) 首都高保険サポート(株) 首都高パートナーズ(株)	同左	同左
2 持分法の適用に関する事項	持分法適用の関連会社数 0社	同左	同左
3 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と同一であります。	同左	連結子会社の決算日は、3月31日であり、連結決算日と同一であります。
4 会計処理基準に関する事項	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 (a) その他有価証券 (時価のないもの) 移動平均法による原価法によっております。 ② たな卸資産 (a) 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。 (b) 貯蔵品 主に先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)によっております。	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 (a) その他有価証券 (時価のないもの) 同左  ② たな卸資産 (a) 仕掛道路資産 同左  (b) 貯蔵品 同左	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 その他有価証券 (時価のないもの) 同左  ② たな卸資産 (a) 仕掛道路資産 同左  (b) 貯蔵品 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く） 主として定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 2年～51年 構築物 2年～45年 機械及び装置 2年～17年</p> <p>なお、当社が首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。</p> <p>② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当中間連結会計期間負担額を計上しております。</p> <p>③ 回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>② 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>③ リース資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p> <p>③ 回数券払戻引当金 同左</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>② 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>③ リース資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。</p> <p>③ 回数券払戻引当金 同左</p>



	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間連結会計期間末支給額を計上しております。</p> <p>(4) 重要な収益及び費用の計上基準 ① 完成工事高の計上基準 道路資産完成高 工事完成基準によっております。</p> <p>工事に係る受託業務収入 当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、平成21年3月31日以前に着手した工事は工事完成基準を適用しております。</p>	<p>④ 退職給付引当金 同左</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(4) 重要な収益及び費用の計上基準 ① 完成工事高の計上基準 道路資産完成高 工事完成基準によっております。</p> <p>工事に係る受託業務収入 当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、平成21年3月31日以前に着手した工事は工事完成基準を適用しております。</p>	<p>④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>(会計方針の変更) 当連結会計年度より、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。</p> <p>なお、従来の割引率と同一の割引率を使用することとなったため、本会計基準の適用による、当連結会計年度の損益及び退職給付債務の差額の未処理残高に与える影響はありません。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末支給額を計上しております。</p> <p>(4) 収益及び費用の計上基準 ① 道路資産完成高 工事完成基準によっております。</p> <p>② 工事に係る受託業務収入 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、平成21年3月31日以前に着手した工事は工事完成基準を適用しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>工事に係る受託業務収入の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当中間連結会計期間より適用し、当中間連結会計期間に着手した工事契約のうち、当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>—————</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>① 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(5) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p> <p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する短期投資からなっております。</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>① 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(会計方針の変更)</p> <p>工事に係る受託業務収入の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当連結会計年度より適用し、当連結会計年度に着手した工事契約のうち、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>—————</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>① 消費税等の会計処理 同左</p>
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する短期投資からなっております。	—————	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する短期投資からなっております。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
資産除去債務に関する会計基準	—————	当中間連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。	—————

【表示方法の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
<p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>前中間連結会計期間において、流動資産の「その他」に含めておりました「その他のたな卸資産」は、タクソノミの勘定科目に合わせ、当中間連結会計期間において区分掲記しております。なお、前中間連結会計期間における流動資産の「その他」に含まれる「その他のたな卸資産」は179百万円であります。</p> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>前中間連結会計期間において、営業外収益の「その他」に含めておりました「還付加算金」は、当中間連結会計期間において営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。なお、前中間連結会計期間の「その他」に含まれる「還付加算金」は20百万円であります。</p> <p>前中間連結会計期間において、営業外収益の「その他」に含めておりました「土地物件貸付料」は、当中間連結会計期間において営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。なお、前中間連結会計期間の「その他」に含まれる「土地物件貸付料」は41百万円であります。</p> <p>前中間連結会計期間において、営業外収益の「その他」に含めておりました「損害賠償金」は、当中間連結会計期間において営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。なお、前中間連結会計期間の「その他」に含まれる「損害賠償金」は0百万円であります。</p> <p>前中間連結会計期間において区分掲記していた営業外収益の「保険返戻金」(当中間連結会計期間5百万円)は、営業外収益の総額の100分の10以下であるため、当中間連結会計期間において営業外収益の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>—————</p> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>前中間連結会計期間において区分掲記していた営業外収益の「還付加算金」(当中間連結会計期間0百万円)は、営業外収益の総額の100分の10以下であるため、当中間連結会計期間において営業外収益の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>前中間連結会計期間において区分掲記していた営業外収益の「損害賠償金」(当中間連結会計期間2百万円)は、営業外収益の総額の100分の10以下であるため、当中間連結会計期間において営業外収益の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>前中間連結会計期間において、営業外費用の「その他」に含めておりました「回数券払戻引当金繰入額」は、当中間連結会計期間において営業外費用の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。なお、前中間連結会計期間の「その他」に含まれる「回数券払戻引当金繰入額」は19百万円であります。</p> <p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純損失」の科目で表示しております。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債115,737百万円の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務769,550百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、229,463百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>※3 重畳的債務引受け 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が5,382百万円減少しております。これは、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。</p> <p>※4 有形固定資産の取得原価から控除された工事負担金累計額 21百万円</p>	<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債142,886百万円の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務726,550百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、455,441百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>※3 重畳的債務引受け 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が16,065百万円減少しております。そのうち65百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る16,000百万円については、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。</p> <p>※4 有形固定資産の取得原価から控除された工事負担金累計額 21百万円</p>	<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債142,857百万円の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務748,550百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、439,441百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>※3 重畳的債務引受け 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係社債が39,994百万円、道路建設関係長期借入金が210,614百万円減少しております。道路建設関係長期借入金に係る減少額のうち25,311百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る道路建設関係社債39,994百万円及び道路建設関係長期借入金185,303百万円については、重畳的債務引受けがなされた額です。</p> <p>※4 有形固定資産の取得原価から控除された工事負担金累計額 21百万円</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																																										
<p>5 当座貸越契約</p> <p>当社及び一部の連結子会社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。</p> <p>当座貸越極度額</p> <table> <tr> <td>㈱みずほコーポレート銀行</td> <td>8,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱三菱東京UFJ銀行</td> <td>6,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱三井住友銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱横浜銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱みずほ銀行</td> <td>700百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>22,700百万円</td> </tr> </table>	㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円	㈱三菱東京UFJ銀行	6,000百万円	㈱三井住友銀行	4,000百万円	㈱横浜銀行	4,000百万円	㈱みずほ銀行	700百万円	借入実行残高	—	差引額	22,700百万円	<p>5 当座貸越契約</p> <p>同左</p> <p>当座貸越極度額</p> <table> <tr> <td>㈱みずほコーポレート銀行</td> <td>8,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱三菱東京UFJ銀行</td> <td>6,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱三井住友銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱横浜銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱みずほ銀行</td> <td>700百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>22,700百万円</td> </tr> </table>	㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円	㈱三菱東京UFJ銀行	6,000百万円	㈱三井住友銀行	4,000百万円	㈱横浜銀行	4,000百万円	㈱みずほ銀行	700百万円	借入実行残高	—	差引額	22,700百万円	<p>5 当座貸越契約</p> <p>当社及び一部の連結子会社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。</p> <p>当座貸越極度額</p> <table> <tr> <td>㈱みずほコーポレート銀行</td> <td>8,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱三菱東京UFJ銀行</td> <td>6,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱三井住友銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱横浜銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱みずほ銀行</td> <td>700百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>600百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>22,100百万円</td> </tr> </table>	㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円	㈱三菱東京UFJ銀行	6,000百万円	㈱三井住友銀行	4,000百万円	㈱横浜銀行	4,000百万円	㈱みずほ銀行	700百万円	借入実行残高	600百万円	差引額	22,100百万円
㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円																																											
㈱三菱東京UFJ銀行	6,000百万円																																											
㈱三井住友銀行	4,000百万円																																											
㈱横浜銀行	4,000百万円																																											
㈱みずほ銀行	700百万円																																											
借入実行残高	—																																											
差引額	22,700百万円																																											
㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円																																											
㈱三菱東京UFJ銀行	6,000百万円																																											
㈱三井住友銀行	4,000百万円																																											
㈱横浜銀行	4,000百万円																																											
㈱みずほ銀行	700百万円																																											
借入実行残高	—																																											
差引額	22,700百万円																																											
㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円																																											
㈱三菱東京UFJ銀行	6,000百万円																																											
㈱三井住友銀行	4,000百万円																																											
㈱横浜銀行	4,000百万円																																											
㈱みずほ銀行	700百万円																																											
借入実行残高	600百万円																																											
差引額	22,100百万円																																											

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																						
<p>※1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table> <tr> <td>給料手当</td> <td>1,006百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>651百万円</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td>424百万円</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td>418百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>230百万円</td> </tr> <tr> <td>—————</td> <td>—————</td> </tr> </table>	給料手当	1,006百万円	退職給付費用	651百万円	賃借料	424百万円	業務委託費	418百万円	賞与引当金繰入額	230百万円	—————	—————	<p>※1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table> <tr> <td>給料手当</td> <td>1,099百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>615百万円</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td>489百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>271百万円</td> </tr> <tr> <td>—————</td> <td>—————</td> </tr> </table>	給料手当	1,099百万円	退職給付費用	615百万円	賃借料	489百万円	賞与引当金繰入額	271百万円	—————	—————	<p>※1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table> <tr> <td>給料手当</td> <td>2,009百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>1,307百万円</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td>1,220百万円</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td>853百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>446百万円</td> </tr> <tr> <td>※2 特別損失</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会貢献による医療費 助成制度への拠出金</td> <td>100百万円</td> </tr> <tr> <td>占用許可条件の変更に 伴う過年度分占用料追 加支払額</td> <td>173百万円</td> </tr> </table>	給料手当	2,009百万円	退職給付費用	1,307百万円	業務委託費	1,220百万円	賃借料	853百万円	賞与引当金繰入額	446百万円	※2 特別損失		社会貢献による医療費 助成制度への拠出金	100百万円	占用許可条件の変更に 伴う過年度分占用料追 加支払額	173百万円
給料手当	1,006百万円																																							
退職給付費用	651百万円																																							
賃借料	424百万円																																							
業務委託費	418百万円																																							
賞与引当金繰入額	230百万円																																							
—————	—————																																							
給料手当	1,099百万円																																							
退職給付費用	615百万円																																							
賃借料	489百万円																																							
賞与引当金繰入額	271百万円																																							
—————	—————																																							
給料手当	2,009百万円																																							
退職給付費用	1,307百万円																																							
業務委託費	1,220百万円																																							
賃借料	853百万円																																							
賞与引当金繰入額	446百万円																																							
※2 特別損失																																								
社会貢献による医療費 助成制度への拠出金	100百万円																																							
占用許可条件の変更に 伴う過年度分占用料追 加支払額	173百万円																																							

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当中間連結会計期 間増加株式数 (千株)	当中間連結会計期 間減少株式数 (千株)	当中間連結会計期 間末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	27,000	—	—	27,000
合計	27,000	—	—	27,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当中間連結会計期 間増加株式数 (千株)	当中間連結会計期 間減少株式数 (千株)	当中間連結会計期 間末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	27,000	—	—	27,000
合計	27,000	—	—	27,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当連結会計年度増 加株式数（千株）	当連結会計年度減 少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	27,000	—	—	27,000
合計	27,000	—	—	27,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前中間連結会計期間 （自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）	当中間連結会計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）	前連結会計年度 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）																										
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成21年9月30日現在）</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>14,222百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td>△170百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td>5,000百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>19,052百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	14,222百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	△170百万円	有価証券勘定	5,000百万円	現金及び現金同等物	19,052百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成22年9月30日現在）</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>11,684百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td>△70百万円</td> </tr> <tr> <td>短期貸付金勘定</td> <td>13,996百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>25,610百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	11,684百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	△70百万円	短期貸付金勘定	13,996百万円	現金及び現金同等物	25,610百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成22年3月31日現在）</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>14,455百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>△170百万円</td> </tr> <tr> <td>短期貸付金勘定</td> <td>14,987百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td>15,000百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>44,272百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	14,455百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△170百万円	短期貸付金勘定	14,987百万円	有価証券勘定	15,000百万円	現金及び現金同等物	44,272百万円
現金及び預金勘定	14,222百万円																											
預入期間が3か月を超える定期預金	△170百万円																											
有価証券勘定	5,000百万円																											
現金及び現金同等物	19,052百万円																											
現金及び預金勘定	11,684百万円																											
預入期間が3か月を超える定期預金	△70百万円																											
短期貸付金勘定	13,996百万円																											
現金及び現金同等物	25,610百万円																											
現金及び預金勘定	14,455百万円																											
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△170百万円																											
短期貸付金勘定	14,987百万円																											
有価証券勘定	15,000百万円																											
現金及び現金同等物	44,272百万円																											
<p>※2 財務活動によるキャッシュ・フローの「道路建設関係長期借入金を増減額（△は減少）」△5,382百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受額を記載しております。また、これに伴い上記債務引受額と同額を営業キャッシュ・フローに記載しており、主な内訳として道路整備特別措置法第51条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属した仕掛道路資産3,817百万円が「仕掛道路資産の増減額（△は増加）」△32,066百万円に含まれております。</p>	<p>※2 財務活動によるキャッシュ・フローの「道路建設関係長期借入金を増減額（△は減少）」△16,065百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受額を記載しております。また、これに伴い上記債務引受額と同額を営業キャッシュ・フローに記載しており、主な内訳として道路整備特別措置法第51条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属した仕掛道路資産5,216百万円が「仕掛道路資産の増減額（△は増加）」△17,565百万円に含まれております。</p>	<p>※2 財務活動によるキャッシュ・フローの「道路建設関係長期借入金を増減額（△は減少）」△210,614百万円及び「道路建設関係社債の増減額（△は減少）」△39,994百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受額を記載しております。また、これに伴い上記債務引受額と同額を営業キャッシュ・フローに記載しており、主な内訳として道路整備特別措置法第51条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属した仕掛道路資産250,021百万円が「仕掛道路資産の増減額（△は増加）」122,920百万円に含まれております。</p>																										

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																				
<p>(借主側)</p> <p>1 ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 標識車、高所作業車(車両運搬具)及び事務用機器(工具、器具及び備品)であります。</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載しております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 道路資産の未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="199 760 534 858"> <tr><td>1年内</td><td>195,568百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>10,792,029百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>10,987,598百万円</td></tr> </table> <p>道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="199 891 534 989"> <tr><td>1年内</td><td>58百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>149百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>208百万円</td></tr> </table> <p>(注) 1 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。</p> <p>2 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入ー加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額ー実績料金収入)が減算されることとなっております。</p>	1年内	195,568百万円	1年超	10,792,029百万円	合計	10,987,598百万円	1年内	58百万円	1年超	149百万円	合計	208百万円	<p>(借主側)</p> <p>1 ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 同左</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 同左</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 道路資産の未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="633 760 968 858"> <tr><td>1年内</td><td>189,840百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>10,602,189百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>10,792,029百万円</td></tr> </table> <p>道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="633 891 968 989"> <tr><td>1年内</td><td>53百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>99百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>152百万円</td></tr> </table> <p>(注) 1 同左</p> <p>2 同左</p>	1年内	189,840百万円	1年超	10,602,189百万円	合計	10,792,029百万円	1年内	53百万円	1年超	99百万円	合計	152百万円	<p>(借主側)</p> <p>1 ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 同左</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載しております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 道路資産の未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="1067 760 1402 858"> <tr><td>1年内</td><td>197,211百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>10,693,423百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>10,890,635百万円</td></tr> </table> <p>道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="1067 891 1402 989"> <tr><td>1年内</td><td>55百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>125百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>181百万円</td></tr> </table> <p>(注) 1 同左</p> <p>2 同左</p>	1年内	197,211百万円	1年超	10,693,423百万円	合計	10,890,635百万円	1年内	55百万円	1年超	125百万円	合計	181百万円
1年内	195,568百万円																																					
1年超	10,792,029百万円																																					
合計	10,987,598百万円																																					
1年内	58百万円																																					
1年超	149百万円																																					
合計	208百万円																																					
1年内	189,840百万円																																					
1年超	10,602,189百万円																																					
合計	10,792,029百万円																																					
1年内	53百万円																																					
1年超	99百万円																																					
合計	152百万円																																					
1年内	197,211百万円																																					
1年超	10,693,423百万円																																					
合計	10,890,635百万円																																					
1年内	55百万円																																					
1年超	125百万円																																					
合計	181百万円																																					



前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																																								
<p>3 平成18年度において、実績料金収入が加算基準額を超えたことにより、協定に定める道路資産の貸付料に加え、1,586百万円を費用処理し、また、平成20年度において、実績料金収入が減算基準額を下回ったことにより、協定に定める道路資産の貸付料を14,035百万円減額しておりますが、この額は反映させておりません。</p> <p>リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。</p> <p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p>	<p>3 平成18年度において、実績料金収入が加算基準額を超えたことにより、協定に定める道路資産の貸付料に加え、1,586百万円を費用処理し、また、平成20年度及び平成21年度において、実績料金収入が減算基準額を下回ったことにより、協定に定める道路資産の貸付料を、平成20年度において14,035百万円、平成21年度において14,751百万円それぞれ減額しておりますが、この額は反映させておりません。</p> <p>リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。</p> <p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p>	<p>3 同左</p> <p>リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。</p> <p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p>																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>17</td> <td>10</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>92</td> <td>48</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>443</td> <td>314</td> <td>129</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>135</td> <td>83</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>689</td> <td>456</td> <td>232</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械及び装置	17	10	6	車両運搬具	92	48	44	工具、器具及び備品	443	314	129	無形固定資産	135	83	52	合計	689	456	232	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>82</td> <td>54</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>129</td> <td>75</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>61</td> <td>34</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>284</td> <td>172</td> <td>112</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械及び装置	11	8	3	車両運搬具	82	54	27	工具、器具及び備品	129	75	54	無形固定資産	61	34	26	合計	284	172	112	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>17</td> <td>12</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>82</td> <td>46</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>424</td> <td>349</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>129</td> <td>92</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>653</td> <td>500</td> <td>153</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械及び装置	17	12	4	車両運搬具	82	46	35	工具、器具及び備品	424	349	75	無形固定資産	129	92	37	合計	653	500	153
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																							
機械及び装置	17	10	6																																																																							
車両運搬具	92	48	44																																																																							
工具、器具及び備品	443	314	129																																																																							
無形固定資産	135	83	52																																																																							
合計	689	456	232																																																																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																							
機械及び装置	11	8	3																																																																							
車両運搬具	82	54	27																																																																							
工具、器具及び備品	129	75	54																																																																							
無形固定資産	61	34	26																																																																							
合計	284	172	112																																																																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																							
機械及び装置	17	12	4																																																																							
車両運搬具	82	46	35																																																																							
工具、器具及び備品	424	349	75																																																																							
無形固定資産	129	92	37																																																																							
合計	653	500	153																																																																							
<p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>119百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>112百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>232百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>79百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>79百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	1年内	119百万円	1年超	112百万円	合計	232百万円	支払リース料	79百万円	減価償却費相当額	79百万円	<p>(注) 同左</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>55百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>56百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>112百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 同左</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>29百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>29百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>同左</p>	1年内	55百万円	1年超	56百万円	合計	112百万円	支払リース料	29百万円	減価償却費相当額	29百万円	<p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>69百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>83百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>153百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>151百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>151百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>同左</p>	1年内	69百万円	1年超	83百万円	合計	153百万円	支払リース料	151百万円	減価償却費相当額	151百万円																																										
1年内	119百万円																																																																									
1年超	112百万円																																																																									
合計	232百万円																																																																									
支払リース料	79百万円																																																																									
減価償却費相当額	79百万円																																																																									
1年内	55百万円																																																																									
1年超	56百万円																																																																									
合計	112百万円																																																																									
支払リース料	29百万円																																																																									
減価償却費相当額	29百万円																																																																									
1年内	69百万円																																																																									
1年超	83百万円																																																																									
合計	153百万円																																																																									
支払リース料	151百万円																																																																									
減価償却費相当額	151百万円																																																																									

(金融商品関係)

当中間連結会計期間末(平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2参照)。

(単位:百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	11,684	11,684	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*1)	20,081 △117		
	19,963	19,963	—
(3) 短期貸付金	13,996	13,996	—
資産計	45,644	45,644	—
(1) 高速道路事業営業未払金	18,453	18,453	—
(2) 道路建設関係社債	142,886	150,126	7,239
(3) 道路建設関係長期借入金	121,632	121,707	75
(4) その他の長期借入金	18,927	19,003	76
負債計	301,899	309,291	7,392

(\*1) 高速道路事業営業未収入金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 高速道路事業営業未収入金

高速道路事業営業未収入金については、すべて短期であり、回収可能見込額を反映して時価を算定しております。

(3) 短期貸付金

短期貸付金はすべて当社の現先取引によるものです。この取引による担保受入金融資産(債券)の中間期末時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、時価は当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 高速道路事業営業未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 道路建設関係社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

(3) 道路建設関係長期借入金及び(4)その他の長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により時価を算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式	30

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることが不可能であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注) 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

前連結会計年度末（平成22年3月31日）

金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	14,455	14,455	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*1)	39,606 △125		
	39,480	39,480	—
(3) 短期貸付金	14,987	14,987	—
(4) 有価証券	15,000	15,000	—
資産計	83,923	83,923	—
(1) 高速道路事業営業未払金	30,228	30,228	—
(2) 道路建設関係社債	142,857	146,248	3,391
(3) 道路建設関係長期借入金	115,772	115,763	△8
(4) その他の長期借入金	19,877	19,913	36
負債計	308,735	312,154	3,418

(\*1) 高速道路事業営業未収入金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 高速道路事業営業未収入金

高速道路事業営業未収入金については、すべて短期であり、回収可能見込額を反映して時価を算定しております。

(3) 短期貸付金

短期貸付金はすべて当社の現先取引によるものです。この取引による担保受入金融資産（債券）の期末時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、時価は当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券

有価証券はすべて短期の譲渡性預金であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 高速道路事業営業未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 道路建設関係社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

(3) 道路建設関係長期借入金及び(4)その他の長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により時価を算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	30

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることが不可能であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4)有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)

時価評価されていない有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

その他有価証券

譲渡性預金	5,000百万円
非上場株式	30百万円

当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)

その他有価証券

非上場株式 (中間連結貸借対照表計上額30百万円) については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることが不可能であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、中間連結決算日における中間連結貸借対照表計上額と取得原価との差額について記載しておりません。

前連結会計年度末 (平成22年3月31日)

その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他 ① 譲渡性預金	15,000	15,000	—
	小計	15,000	15,000	—
合計		15,000	15,000	—

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額30百万円) については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることが不可能であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度のいずれにおいても該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度のいずれにおいても該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	高速道路 事業 (百万円)	駐車場事 業 (百万円)	受託事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	124,610	1,381	146	496	126,635	—	126,635
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1	3	—	126	131	(131)	—
計	124,611	1,385	146	623	126,766	(131)	126,635
営業費用	128,263	1,072	147	516	129,999	(134)	129,864
営業利益又は営業損失(△)	△3,651	312	△1	106	△3,232	3	△3,229

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。

2. 各事業区分の主要内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
駐車場事業	駐車場等の運営及び管理
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持及び修繕等
その他の事業	休憩施設等の運営及び管理並びに高速道路の高架下賃貸施設の運営及び管理等

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	高速道路 事業 (百万円)	駐車場事 業 (百万円)	受託事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	491,726	2,762	3,599	1,073	499,162	—	499,162
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	2	7	—	326	336	(336)	—
計	491,729	2,770	3,599	1,400	499,499	(336)	499,162
営業費用	487,620	2,267	3,485	1,092	494,466	(339)	494,126
営業利益	4,108	502	113	307	5,032	3	5,036

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。

2. 各事業区分の主要内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
駐車場事業	駐車場等の運営及び管理
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持及び修繕等
その他の事業	休憩施設等の運営及び管理並びに高速道路の高架下賃貸施設の運営及び管理等

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間及び前連結会計年度のいずれにおいても、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間及び前連結会計年度のいずれにおいても、海外売上高がないため、該当事項はありません。

【セグメント情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会又は経営会議において、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社及び連結子会社は、主に「高速道路事業」、「駐車場事業」及び「受託事業」を行っており、これら3事業を報告セグメントとしております。

高速道路事業においては、首都圏の1都3県（3政令指定都市を含む。）において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っております。

駐車場事業においては、都市計画駐車場事業及び高架下等駐車場事業を行っております。

受託事業においては、当社における高速道路事業と併せて施行することとされた他の道路の新設、改築、維持、修繕等を国、地方公共団体等の委託に基づき実施しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額
	高速道路 事業	駐車場 事業	受託 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	129,343	1,364	83	130,792	565	131,357	—	131,357
セグメント間の内部売上高又は振替高	1	7	—	9	141	150	△150	—
計	129,345	1,372	83	130,801	706	131,508	△150	131,357
セグメント利益又は損失(△)	△546	220	△6	△332	88	△244	—	△244
セグメント資産	329,201	4,004	49,133	382,339	1,620	383,960	46,174	430,135
その他の項目								
減価償却費	2,390	232	—	2,623	31	2,654	506	3,161
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,676	163	—	1,839	222	2,062	302	2,364

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、休憩所等事業及び高架下賃貸施設事業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) 売上高の調整額△150百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額46,174百万円は、全社資産であり、その主なものは余資運用資金（短期貸付金13,996百万円）及び各事業共用の固定資産12,906百万円であります。

(3) 減価償却費の調整額506百万円は、各事業共用の固定資産にかかる減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額302百万円は、各事業共用の固定資産への設備投資額であります。



【関連情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 地域ごとの情報

本邦以外の外部顧客への売上高及び本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

2. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

(追加情報)

当中間連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 1,162.94円	1株当たり純資産額 1,298.58円	1株当たり純資産額 1,308.24円
1株当たり中間純損失 金額 75.89円	1株当たり中間純損失 金額 9.65円	1株当たり当期純利益 金額 69.40円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間にあつては1株当たり中間純損失であります。
2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
当期純利益又は中間純損失（△）（百万円）	△2,049	△260	1,873
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—	—
普通株式に係る当期純利益又は 普通株式に係る中間純損失（△） （百万円）	△2,049	△260	1,873
普通株式の期中平均株式数（千株）	27,000	27,000	27,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計金額（百万円）	31,946	35,621	35,827
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	546	559	504
(うち少数株主持分)	(546)	(559)	(504)
普通株式に係る中間期末（期末）の純資産額（百万円）	31,399	35,061	35,322
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末（期末）の普通株式の数 (千株)	27,000	27,000	27,000

## (重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>1 多額な社債の発行</p> <p>当社は、平成21年 3月19日開催の取締役会の決議（社債（政府保証なし）400億円以内）に基づき、平成21年10月 1日以降、以下の条件で社債（政府保証なし）を発行いたしました。</p> <p>区分 首都高速道路株式会社第4回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）</p> <p>発行総額 金150億円</p> <p>利率 年0.69パーセント</p> <p>償還方法 満期一括</p> <p>発行価額 額面100円につき金99円97銭</p> <p>払込期日 平成21年10月14日</p> <p>償還期日 平成26年 9月19日</p> <p>担保 一般担保</p> <p>資金の使途 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金に充当</p> <p>その他 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</p>	<p>1 多額な社債の発行</p> <p>当社は、平成22年 3月25日開催の取締役会の決議（長期資金（有利子）1,104億円以内）に基づき、平成22年10月 1日以降、以下の条件で社債を発行いたしました。</p> <p>区分 首都高速道路株式会社第6回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）</p> <p>発行総額 金200億円</p> <p>利率 年0.315パーセント</p> <p>償還方法 満期一括</p> <p>発行価額 額面100円につき金100円</p> <p>払込期日 平成22年10月14日</p> <p>償還期日 平成27年 9月24日</p> <p>担保 一般担保</p> <p>資金の使途 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金に充当</p> <p>その他 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</p>	<p>—————</p>

## (2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】  
 (1) 【中間財務諸表】  
 ① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の要約 貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>			
<b>流動資産</b>			
現金及び預金	9,000	6,173	9,317
高速道路事業営業未収入金	21,487	20,081	39,606
未収入金	68	163	2,207
短期貸付金	615	14,289	15,380
有価証券	5,000	—	15,000
<b>たな卸資産</b>			
仕掛道路資産	386,238	252,040	233,273
貯蔵品	268	81	197
受託業務前払金	36,889	49,180	45,634
前払金	759	899	1,003
前払費用	500	574	168
繰延税金資産	2,232	1,009	551
その他	3,795	3,113	1,851
貸倒引当金	△202	△195	△203
<b>流動資産合計</b>	<b>466,653</b>	<b>347,411</b>	<b>363,988</b>
<b>固定資産</b>			
<b>高速道路事業固定資産</b>			
<b>有形固定資産</b>			
建物	1,036	1,064	1,064
減価償却累計額	△195	△248	△220
建物（純額）	840	816	844
構築物	※4 18,984	※4 20,634	※4 20,043
減価償却累計額	△2,980	△3,861	△3,420
構築物（純額）	16,004	16,773	16,622
機械及び装置	42,267	43,310	43,208
減価償却累計額	△7,367	△10,696	△9,030
機械及び装置（純額）	34,900	32,614	34,178
車両運搬具	809	909	909
減価償却累計額	△444	△590	△517
車両運搬具（純額）	365	318	392
工具、器具及び備品	223	345	341
減価償却累計額	△75	△109	△84
工具、器具及び備品（純額）	148	236	256
土地	268	268	268
建設仮勘定	2,023	2,552	1,769
<b>有形固定資産合計</b>	<b>54,550</b>	<b>53,581</b>	<b>54,332</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>586</b>	<b>472</b>	<b>605</b>
<b>高速道路事業固定資産合計</b>	<b>55,137</b>	<b>54,053</b>	<b>54,938</b>

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の要約 貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>関連事業固定資産</b>			
有形固定資産			
建物	5,078	5,059	5,054
減価償却累計額	△1,563	△1,844	△1,701
建物（純額）	3,515	3,214	3,353
構築物	2	15	15
減価償却累計額	△1	△2	△1
構築物（純額）	0	13	13
工具、器具及び備品	183	295	185
減価償却累計額	△67	△75	△83
工具、器具及び備品（純額）	116	220	102
土地	375	670	375
建設仮勘定	0	0	6
有形固定資産合計	4,008	4,120	3,851
無形固定資産	—	2	0
関連事業固定資産合計	※6 4,008	※6 4,122	※6 3,851
<b>各事業共用固定資産</b>			
有形固定資産			
建物	5,426	5,521	5,471
減価償却累計額	△987	△1,211	△1,102
建物（純額）	4,438	4,309	4,368
構築物	26	26	26
減価償却累計額	△14	△17	△16
構築物（純額）	11	8	10
機械及び装置	11	11	11
減価償却累計額	△1	△3	△2
機械及び装置（純額）	9	7	8
車両運搬具	60	66	55
減価償却累計額	△22	△26	△23
車両運搬具（純額）	38	39	31
工具、器具及び備品	180	253	216
減価償却累計額	△87	△106	△91
工具、器具及び備品（純額）	92	146	124
土地	7,260	6,964	7,260
リース資産	—	4	4
減価償却累計額	—	△0	△0
リース資産（純額）	—	4	4
建設仮勘定	3	65	84
有形固定資産合計	11,854	11,546	11,893
無形固定資産			
ソフトウェア	655	352	539
その他	17	15	16
無形固定資産合計	673	368	555

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の要約 貸借対照表 (平成22年3月31日)
各事業共用固定資産合計	12,527	11,914	12,448
その他の固定資産			
有形固定資産			
土地	0	0	0
有形固定資産合計	0	0	0
その他の固定資産合計	0	0	0
投資その他の資産			
関係会社株式	1,114	1,114	1,114
破産更生債権等	3	—	3
敷金	796	923	796
繰延税金資産	—	83	156
その他の投資等	36	36	61
貸倒引当金	△3	—	△3
投資その他の資産合計	1,946	2,156	2,128
固定資産合計	73,620	72,247	73,368
資産合計	※1 540,273	※1 419,659	※1 437,356
負債の部			
流動負債			
高速道路事業営業未払金	20,779	19,732	37,746
1年以内返済予定長期借入金	24,494	29,048	23,942
リース債務	—	0	0
未払金	558	577	6,675
未払費用	286	181	185
未払法人税等	209	224	1,956
預り金	949	193	206
受託業務前受金	40,863	51,605	47,577
前受金	1,169	902	1,033
前受収益	428	480	261
賞与引当金	953	924	771
回数券払戻引当金	30	103	101
その他	6	5	100
流動負債合計	90,728	103,981	120,560
固定負債			
道路建設関係社債	※1 115,737	※1 142,886	※1, ※3 142,857
道路建設関係長期借入金	※3 257,094	※3 97,661	※3 94,740
その他の長期借入金	18,339	13,262	16,884
リース債務	—	3	3
退職給付引当金	30,073	30,769	30,845
役員退職慰労引当金	36	19	43
固定負債合計	421,281	284,601	285,374
負債合計	512,010	388,583	405,934

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の要約 貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部			
株主資本			
資本金	13,500	13,500	13,500
資本剰余金			
資本準備金	13,500	13,500	13,500
資本剰余金合計	13,500	13,500	13,500
利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金	3,328	3,710	3,328
繰越利益剰余金	△2,065	366	1,093
利益剰余金合計	1,263	4,076	4,422
株主資本合計	28,263	31,076	31,422
純資産合計	28,263	31,076	31,422
負債・純資産合計	540,273	419,659	437,356

## ②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度の要約 損益計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<b>高速道路事業営業損益</b>			
営業収益			
料金収入	117,373	124,148	234,647
道路資産完成高	3,817	5,216	250,021
その他の売上高	3,325	5	6,777
営業収益合計	124,516	129,370	491,446
営業費用			
道路資産賃借料	96,965	98,605	179,176
道路資産完成原価	3,817	5,216	250,021
管理費用	28,203	26,613	60,158
営業費用合計	128,986	130,436	489,357
高速道路事業営業利益又は高速道路事業営業損失 (△)	△4,470	△1,065	2,089
<b>関連事業営業損益</b>			
営業収益			
駐車場事業収入	897	910	1,800
休憩所等事業収入	39	93	102
高架下事業収入	33	34	66
受託業務事業収入	137	70	3,598
営業収益合計	1,108	1,109	5,567
営業費用			
駐車場事業費	721	792	1,501
休憩所等事業費	26	68	67
高架下事業費	19	33	77
受託業務事業費	151	91	3,480
営業費用合計	919	985	5,128
関連事業営業利益	※1 189	※1 123	※1 439
全事業営業利益又は全事業営業損失 (△)	△4,280	△941	2,529
営業外収益			
受取利息	4	4	10
有価証券利息	4	3	9
受取配当金	—	279	—
雑収入	169	72	258
営業外収益合計	178	360	278
営業外費用			
支払利息	155	124	294
雑損失	43	16	141
営業外費用合計	199	140	436
経常利益又は経常損失 (△)	△4,301	△721	2,370
特別損失	—	—	※2 273
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	△4,301	△721	2,097
法人税、住民税及び事業税	8	8	1,724
法人税等調整額	△1,591	△384	△67
法人税等合計	△1,582	△375	1,656
中間純利益又は中間純損失 (△)	△2,718	△346	440

## ③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<b>株主資本</b>			
<b>資本金</b>			
前期末残高	13,500	13,500	13,500
当中間期末残高	13,500	13,500	13,500
<b>資本剰余金</b>			
<b>資本準備金</b>			
前期末残高	13,500	13,500	13,500
当中間期末残高	13,500	13,500	13,500
<b>資本剰余金合計</b>			
前期末残高	13,500	13,500	13,500
当中間期末残高	13,500	13,500	13,500
<b>利益剰余金</b>			
<b>その他利益剰余金</b>			
<b>別途積立金</b>			
前期末残高	1,780	3,328	1,780
当中間期変動額			
別途積立金の積立	1,547	381	1,547
当中間期変動額合計	1,547	381	1,547
当中間期末残高	3,328	3,710	3,328
<b>繰越利益剰余金</b>			
前期末残高	2,201	1,093	2,201
当中間期変動額			
別途積立金の積立	△1,547	△381	△1,547
中間純利益又は中間純損失(△)	△2,718	△346	440
当中間期変動額合計	△4,266	△727	△1,107
当中間期末残高	△2,065	366	1,093
<b>利益剰余金合計</b>			
前期末残高	3,981	4,422	3,981
当中間期変動額			
別途積立金の積立	—	—	—
中間純利益又は中間純損失(△)	△2,718	△346	440
当中間期変動額合計	△2,718	△346	440
当中間期末残高	1,263	4,076	4,422
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	30,981	31,422	30,981
当中間期変動額			
中間純利益又は中間純損失(△)	△2,718	△346	440
当中間期変動額合計	△2,718	△346	440
当中間期末残高	28,263	31,076	31,422
<b>純資産合計</b>			
前期末残高	30,981	31,422	30,981
当中間期変動額			
中間純利益又は中間純損失(△)	△2,718	△346	440
当中間期変動額合計	△2,718	△346	440
当中間期末残高	28,263	31,076	31,422



【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																		
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>② その他有価証券 (時価のないもの) 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>① 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入してしております。</p> <p>② 貯蔵品 主に先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)によっております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式 同左</p> <p>② その他有価証券 (時価のないもの) 同左</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>① 仕掛道路資産 同左</p> <p>② 貯蔵品 同左</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式 同左</p> <p>② その他有価証券 (時価のないもの) 同左</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>① 仕掛道路資産 同左</p> <p>② 貯蔵品 同左</p>																		
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法によっております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>2～50年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>2～45年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>2～17年</td> </tr> </table> <p>なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	2～50年	構築物	2～45年	機械及び装置	2～17年	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>2～50年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>2～45年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>2～17年</td> </tr> </table> <p>なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	2～50年	構築物	2～45年	機械及び装置	2～17年	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>2～50年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>2～45年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>2～17年</td> </tr> </table> <p>なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p>	建物	2～50年	構築物	2～45年	機械及び装置	2～17年
建物	2～50年																				
構築物	2～45年																				
機械及び装置	2～17年																				
建物	2～50年																				
構築物	2～45年																				
機械及び装置	2～17年																				
建物	2～50年																				
構築物	2～45年																				
機械及び装置	2～17年																				

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	—————	(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法を採 用しております。 なお、所有権移転外ファイナ ンス・リース取引のうち、リー ス取引開始日が平成20年3月31 日以前のリース取引について は、通常の賃貸借取引に係る方 法に準じた会計処理によってお ります。	(3) リース資産 同左
3 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、 一般債権については貸倒実績率に より、貸倒懸念債権等特定の債権 については個別に回収可能性を勘 案し、回収不能見込額を計上して おります。 (2) 賞与引当金 従業員へ支給する賞与に備える ため、支給見込額のうち当中間会 計期間負担額を計上しておりま す。 (3) 回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用 に備えるため、払戻実績に基づき 算出した将来の払戻見込額を計上 しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるた め、当事業年度末における退職給 付債務及び年金資産の見込額に基 づき、当中間会計期間末において 発生していると認められる額を計 上しております。 数理計算上の差異は、各事業年 度の発生時における従業員の平均 残存勤務期間以内の一定の年数 (10年)による定額法により按分 した額をそれぞれ発生の翌事業年 度から費用処理しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備え るため、内規に基づく中間期末要 支給額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左  (2) 賞与引当金 同左  (3) 回数券払戻引当金 同左  (4) 退職給付引当金 同左  (5) 役員退職慰労引当金 同左	(1) 貸倒引当金 同左  (2) 賞与引当金 従業員へ支給する賞与に備える ため、支給見込額のうち当事業年 度負担額を計上しております。  (3) 回数券払戻引当金 同左  (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるた め、当事業年度末における退職給 付債務及び年金資産の見込額に基 づき、当事業年度末において発生 していると認められる額を計上し ております。 数理計算上の差異は、各事業年 度の発生時における従業員の平均 残存勤務期間以内の一定の年数 (10年)による定額法により按分 した額をそれぞれ発生の翌事業年 度から費用処理しております。 (会計方針の変更) 当事業年度より、「『退職給付 に係る会計基準』の一部改正(そ の3)」(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用して おります。 なお、従来の割引率と同一の割 引率を使用することとなったた め、本会計基準の適用による、当 事業年度の損益及び退職給付債務 の差額の未処理残高に与える影響 はありません。 (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備え るため、内規に基づく期末要支給 額を計上してしております。

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
4 収益及び費用の計上基準	<p>(1) 完成工事高の計上基準</p> <p>① 道路資産完成高 工事完成基準によっております。</p> <p>② 工事に係る受託業務収入 当中間会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、平成21年3月31日以前に着手した工事は工事完成基準を適用しております。</p> <p>（会計方針の変更） 工事に係る受託業務収入の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当中間会計期間より適用し、当中間会計期間に着手した工事契約のうち、当中間会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(1) 完成工事高の計上基準</p> <p>① 道路資産完成高 同左</p> <p>② 工事に係る受託業務収入 当中間会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、平成21年3月31日以前に着手した工事は工事完成基準を適用しております。</p>	<p>(1) 完成工事高の計上基準</p> <p>① 道路資産完成高 同左</p> <p>② 工事に係る受託業務収入 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、平成21年3月31日以前に着手した工事は工事完成基準を適用しております。</p> <p>（会計方針の変更） 工事に係る受託業務収入の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当事業年度より適用し、当事業年度に着手した工事契約のうち、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>
5 その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>(2) リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p>

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
資産除去債務に関する会計基準	—————	当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。	—————

【表示方法の変更】

前中間会計期間及び当中間会計期間のいずれにおいても該当事項はありません。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債115,737百万円の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務769,550百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、229,463百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>※3 重畳的債務引受け 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が5,382百万円減少しております。これは、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。</p> <p>※4 高速道路事業固定資産の取得原価から控除された工事負担金累計額 21百万円</p>	<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債142,886百万円の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務726,550百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、455,441百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>※3 重畳的債務引受け 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が16,065百万円減少しております。そのうち65百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る16,000百万円については、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。</p> <p>※4 高速道路事業固定資産の取得原価から控除された工事負担金累計額 21百万円</p>	<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債142,857百万円の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務748,550百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、439,441百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>※3 重畳的債務引受け 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係社債が39,994百万円、道路建設関係長期借入金が210,614百万円減少しております。道路建設関係長期借入金に係る減少額のうち25,311百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る道路建設関係社債39,994百万円及び道路建設関係長期借入金185,303百万円については、重畳的債務引受けがなされた額です。</p> <p>※4 高速道路事業固定資産の取得原価から控除された工事負担金累計額 21百万円</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)																																																																										
<p>5 当座貸越契約</p> <p>当社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当中間会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。</p> <p>当座貸越極度額</p> <table> <tr> <td>㈱みずほコーポレート銀行</td> <td>8,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱三菱東京UFJ銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱三井住友銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱横浜銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>20,000百万円</td> </tr> </table> <p>※6 関連事業固定資産内訳</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>駐車場事業</td> <td>3,591百万円</td> </tr> <tr> <td>休憩所等事業</td> <td>408百万円</td> </tr> <tr> <td>高架下事業</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>4,008百万円</td> </tr> </table>	㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円	㈱三菱東京UFJ銀行	4,000百万円	㈱三井住友銀行	4,000百万円	㈱横浜銀行	4,000百万円	借入実行残高	—	差引額	20,000百万円	有形固定資産		駐車場事業	3,591百万円	休憩所等事業	408百万円	高架下事業	7百万円	有形固定資産	4,008百万円	<p>5 当座貸越契約</p> <p>同左</p> <p>当座貸越極度額</p> <table> <tr> <td>㈱みずほコーポレート銀行</td> <td>8,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱三菱東京UFJ銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱三井住友銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱横浜銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>20,000百万円</td> </tr> </table> <p>※6 関連事業固定資産内訳</p> <table> <tr> <td>(1) 有形固定資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>駐車場事業</td> <td>3,445百万円</td> </tr> <tr> <td>休憩所等事業</td> <td>671百万円</td> </tr> <tr> <td>高架下事業</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>4,120百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 無形固定資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>休憩所等事業</td> <td>2百万円</td> </tr> </table>	㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円	㈱三菱東京UFJ銀行	4,000百万円	㈱三井住友銀行	4,000百万円	㈱横浜銀行	4,000百万円	借入実行残高	—	差引額	20,000百万円	(1) 有形固定資産		駐車場事業	3,445百万円	休憩所等事業	671百万円	高架下事業	3百万円	有形固定資産	4,120百万円	(2) 無形固定資産		休憩所等事業	2百万円	<p>5 当座貸越契約</p> <p>当社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。</p> <p>当座貸越極度額</p> <table> <tr> <td>㈱みずほコーポレート銀行</td> <td>8,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱三菱東京UFJ銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱三井住友銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱横浜銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>20,000百万円</td> </tr> </table> <p>※6 関連事業固定資産内訳</p> <table> <tr> <td>(1) 有形固定資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>駐車場事業</td> <td>3,470百万円</td> </tr> <tr> <td>休憩所等事業</td> <td>375百万円</td> </tr> <tr> <td>高架下事業</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>3,851百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 無形固定資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>休憩所等事業</td> <td>0百万円</td> </tr> </table>	㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円	㈱三菱東京UFJ銀行	4,000百万円	㈱三井住友銀行	4,000百万円	㈱横浜銀行	4,000百万円	借入実行残高	—	差引額	20,000百万円	(1) 有形固定資産		駐車場事業	3,470百万円	休憩所等事業	375百万円	高架下事業	5百万円	有形固定資産	3,851百万円	(2) 無形固定資産		休憩所等事業	0百万円
㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円																																																																											
㈱三菱東京UFJ銀行	4,000百万円																																																																											
㈱三井住友銀行	4,000百万円																																																																											
㈱横浜銀行	4,000百万円																																																																											
借入実行残高	—																																																																											
差引額	20,000百万円																																																																											
有形固定資産																																																																												
駐車場事業	3,591百万円																																																																											
休憩所等事業	408百万円																																																																											
高架下事業	7百万円																																																																											
有形固定資産	4,008百万円																																																																											
㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円																																																																											
㈱三菱東京UFJ銀行	4,000百万円																																																																											
㈱三井住友銀行	4,000百万円																																																																											
㈱横浜銀行	4,000百万円																																																																											
借入実行残高	—																																																																											
差引額	20,000百万円																																																																											
(1) 有形固定資産																																																																												
駐車場事業	3,445百万円																																																																											
休憩所等事業	671百万円																																																																											
高架下事業	3百万円																																																																											
有形固定資産	4,120百万円																																																																											
(2) 無形固定資産																																																																												
休憩所等事業	2百万円																																																																											
㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円																																																																											
㈱三菱東京UFJ銀行	4,000百万円																																																																											
㈱三井住友銀行	4,000百万円																																																																											
㈱横浜銀行	4,000百万円																																																																											
借入実行残高	—																																																																											
差引額	20,000百万円																																																																											
(1) 有形固定資産																																																																												
駐車場事業	3,470百万円																																																																											
休憩所等事業	375百万円																																																																											
高架下事業	5百万円																																																																											
有形固定資産	3,851百万円																																																																											
(2) 無形固定資産																																																																												
休憩所等事業	0百万円																																																																											

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																														
<p>※1 関連事業営業利益又は営業損失の内訳</p> <table> <tr> <td>駐車場事業営業利益</td> <td>176百万円</td> </tr> <tr> <td>休憩所等事業営業利益</td> <td>13百万円</td> </tr> <tr> <td>高架下事業営業利益</td> <td>14百万円</td> </tr> <tr> <td>受託業務事業営業損失</td> <td>14百万円</td> </tr> <tr> <td>関連事業営業利益</td> <td>189百万円</td> </tr> </table> <p>3 減価償却実施額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>2,630百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>331百万円</td> </tr> </table>	駐車場事業営業利益	176百万円	休憩所等事業営業利益	13百万円	高架下事業営業利益	14百万円	受託業務事業営業損失	14百万円	関連事業営業利益	189百万円	有形固定資産	2,630百万円	無形固定資産	331百万円	<p>※1 関連事業営業利益又は営業損失の内訳</p> <table> <tr> <td>駐車場事業営業利益</td> <td>118百万円</td> </tr> <tr> <td>休憩所等事業営業利益</td> <td>25百万円</td> </tr> <tr> <td>高架下事業営業利益</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>受託業務事業営業損失</td> <td>20百万円</td> </tr> <tr> <td>関連事業営業利益</td> <td>123百万円</td> </tr> </table> <p>3 減価償却実施額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>2,568百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>349百万円</td> </tr> </table>	駐車場事業営業利益	118百万円	休憩所等事業営業利益	25百万円	高架下事業営業利益	0百万円	受託業務事業営業損失	20百万円	関連事業営業利益	123百万円	有形固定資産	2,568百万円	無形固定資産	349百万円	<p>※1 関連事業営業利益の内訳</p> <table> <tr> <td>駐車場事業営業利益</td> <td>299百万円</td> </tr> <tr> <td>休憩所等事業営業利益</td> <td>34百万円</td> </tr> <tr> <td>高架下事業営業損失</td> <td>11百万円</td> </tr> <tr> <td>受託業務事業営業利益</td> <td>117百万円</td> </tr> <tr> <td>関連事業営業利益</td> <td>439百万円</td> </tr> </table> <p>※2 特別損失</p> <table> <tr> <td>社会貢献による医療費助成制度への拠出金</td> <td>100百万円</td> </tr> <tr> <td>占用許可条件の変更に伴う過年度分占用料追加支払額</td> <td>173百万円</td> </tr> </table> <p>3 減価償却実施額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>5,204百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>669百万円</td> </tr> </table>	駐車場事業営業利益	299百万円	休憩所等事業営業利益	34百万円	高架下事業営業損失	11百万円	受託業務事業営業利益	117百万円	関連事業営業利益	439百万円	社会貢献による医療費助成制度への拠出金	100百万円	占用許可条件の変更に伴う過年度分占用料追加支払額	173百万円	有形固定資産	5,204百万円	無形固定資産	669百万円
駐車場事業営業利益	176百万円																																															
休憩所等事業営業利益	13百万円																																															
高架下事業営業利益	14百万円																																															
受託業務事業営業損失	14百万円																																															
関連事業営業利益	189百万円																																															
有形固定資産	2,630百万円																																															
無形固定資産	331百万円																																															
駐車場事業営業利益	118百万円																																															
休憩所等事業営業利益	25百万円																																															
高架下事業営業利益	0百万円																																															
受託業務事業営業損失	20百万円																																															
関連事業営業利益	123百万円																																															
有形固定資産	2,568百万円																																															
無形固定資産	349百万円																																															
駐車場事業営業利益	299百万円																																															
休憩所等事業営業利益	34百万円																																															
高架下事業営業損失	11百万円																																															
受託業務事業営業利益	117百万円																																															
関連事業営業利益	439百万円																																															
社会貢献による医療費助成制度への拠出金	100百万円																																															
占用許可条件の変更に伴う過年度分占用料追加支払額	173百万円																																															
有形固定資産	5,204百万円																																															
無形固定資産	669百万円																																															

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間末、当中間会計期間末及び前事業年度末のいずれにおいても、自己株式を保有していないため該当事項はありません。

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																								
<p>(借主側)</p> <p>1 ファイナンス・リース取引</p>	<p>(借主側)</p> <p>1 ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容 社用車(車両運搬具)であります。</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「2 固定資産の減価償却の方法」に記載しております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>道路資産の未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="630 600 965 709"> <tr> <td>1年内</td> <td>189,840百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>10,602,189百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10,792,029百万円</td> </tr> </table> <p>道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="630 731 965 819"> <tr> <td>1年内</td> <td>37百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>88百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>126百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。</p> <p>2 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入ー加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額ー実績料金収入)が減算されることとなっております。</p>	1年内	189,840百万円	1年超	10,602,189百万円	合計	10,792,029百万円	1年内	37百万円	1年超	88百万円	合計	126百万円	<p>(借主側)</p> <p>1 ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容 同左</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3 固定資産の減価償却の方法」に記載しております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>道路資産の未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="1061 600 1396 709"> <tr> <td>1年内</td> <td>197,211百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>10,693,423百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10,890,635百万円</td> </tr> </table> <p>道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="1061 731 1396 819"> <tr> <td>1年内</td> <td>37百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>107百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>145百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1 同左</p> <p>2 同左</p>	1年内	197,211百万円	1年超	10,693,423百万円	合計	10,890,635百万円	1年内	37百万円	1年超	107百万円	合計	145百万円
1年内	189,840百万円																									
1年超	10,602,189百万円																									
合計	10,792,029百万円																									
1年内	37百万円																									
1年超	88百万円																									
合計	126百万円																									
1年内	197,211百万円																									
1年超	10,693,423百万円																									
合計	10,890,635百万円																									
1年内	37百万円																									
1年超	107百万円																									
合計	145百万円																									

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																												
<p>(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（リース取引開始日が平成20年3月31日以前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p>	<p>3 平成18年度において、実績料金収入が加算基準額を超えたことにより、協定に定める道路資産の貸付料に加え、1,586百万円を費用処理し、また、平成20年度及び平成21年度において、実績料金収入が減算基準額を下回ったことにより、協定に定める道路資産の貸付料を、平成20年度において14,035百万円、平成21年度において14,751百万円それぞれ減額しておりますが、この額は反映させておりません。</p> <p>リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。</p> <p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p>	<p>3 同左</p> <p>リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。</p> <p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p>																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>389</td> <td>286</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>92</td> <td>49</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>487</td> <td>338</td> <td>148</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械及び装置	5	3	2	工具、器具及び備品	389	286	103	無形固定資産	92	49	42	合計	487	338	148	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>86</td> <td>45</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>58</td> <td>32</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>150</td> <td>81</td> <td>68</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械及び装置	5	4	1	工具、器具及び備品	86	45	40	無形固定資産	58	32	26	合計	150	81	68	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>376</td> <td>320</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>92</td> <td>59</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>474</td> <td>383</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械及び装置	5	3	1	工具、器具及び備品	376	320	55	無形固定資産	92	59	32	合計	474	383	90
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																											
機械及び装置	5	3	2																																																											
工具、器具及び備品	389	286	103																																																											
無形固定資産	92	49	42																																																											
合計	487	338	148																																																											
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																											
機械及び装置	5	4	1																																																											
工具、器具及び備品	86	45	40																																																											
無形固定資産	58	32	26																																																											
合計	150	81	68																																																											
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																											
機械及び装置	5	3	1																																																											
工具、器具及び備品	376	320	55																																																											
無形固定資産	92	59	32																																																											
合計	474	383	90																																																											
<p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>80百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>68百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>148百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>57百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>57百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	1年内	80百万円	1年超	68百万円	合計	148百万円	支払リース料	57百万円	減価償却費相当額	57百万円	<p>(注) 同左</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>30百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>38百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>68百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 同左</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>15百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>15百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>	1年内	30百万円	1年超	38百万円	合計	68百万円	支払リース料	15百万円	減価償却費相当額	15百万円	<p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>37百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>53百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>90百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>112百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>112百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>	1年内	37百万円	1年超	53百万円	合計	90百万円	支払リース料	112百万円	減価償却費相当額	112百万円																														
1年内	80百万円																																																													
1年超	68百万円																																																													
合計	148百万円																																																													
支払リース料	57百万円																																																													
減価償却費相当額	57百万円																																																													
1年内	30百万円																																																													
1年超	38百万円																																																													
合計	68百万円																																																													
支払リース料	15百万円																																																													
減価償却費相当額	15百万円																																																													
1年内	37百万円																																																													
1年超	53百万円																																																													
合計	90百万円																																																													
支払リース料	112百万円																																																													
減価償却費相当額	112百万円																																																													



前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)												
<p>2 オペレーティング・リース取引            オペレーティング・リース取引のうち解            約不能のものに係る未経過リース料            道路資産の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>195,568百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>10,792,029百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10,987,598百万円</td> </tr> </table> <p>道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>37百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>126百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>164百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1 道路資産の未経過リース料の金額            は変動する場合があります。当社            及び独立行政法人日本高速道路保            有・債務返済機構は、道路資産の            貸付料を含む協定について、おお            むね5年ごとに検討を加え、必要            がある場合には、相互にその変更            を申し出ることができることとされ            ています。ただし、道路資産の貸            付料を含む協定が独立行政法人日            本高速道路保有・債務返済機構法            第17条に規定する基準に適合しな            くなった場合等、業務等の適正か            つ円滑な実施に重大な支障が生ず            るおそれがある場合には、上記の            年限に関わらず、相互にその変更            を申し出ることができることとされ            ています。</p> <p>2 道路資産の貸付料は、実績料金収            入が、計画料金収入に計画料金収            入の変動率に相当する金額を加え            た金額（加算基準額）を超えた場            合、当該超過額（実績料金収入－            加算基準額）が加算されることと            なっております。また、実績料金            収入が、計画料金収入から計画料            金収入の変動率に相当する金額を            減じた金額（減算基準額）に足り            ない場合、当該不足額（減算基準            額－実績料金収入）が減算される            こととなっております。</p> <p>3 平成18年度において、実績料金収            入が加算基準額を超えたことによ            り、協定に定める道路資産の貸付            料に加え、1,586百万円を費用処            理し、また、平成20年度におい            て、実績料金収入が減算基準額を            下回ったことにより、協定に定め            る道路資産の貸付料を14,035百万            円減額しておりますが、この額は            反映させておりません。</p>	1年内	195,568百万円	1年超	10,792,029百万円	合計	10,987,598百万円	1年内	37百万円	1年超	126百万円	合計	164百万円		
1年内	195,568百万円													
1年超	10,792,029百万円													
合計	10,987,598百万円													
1年内	37百万円													
1年超	126百万円													
合計	164百万円													

(有価証券関係)

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)

子会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間末 (平成22年9月30日)

子会社株式 (中間貸借対照表計上額1,114百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

前事業年度末 (平成22年3月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額1,114百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 1,046.78円	1株当たり純資産額 1,150.97円	1株当たり純資産額 1,163.79円
1株当たり中間純損失 金額 100.68円	1株当たり中間純損失 金額 12.82円	1株当たり当期純利益 金額 16.31円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、前中間会計期間及び当中間会計期間にあつては1株当たり中間純損失であります。

2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
当期純利益又は中間純損失 (△) (百万円)	△2,718	△346	440
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る当期純利益又は 普通株式に係る中間純損失 (△) (百万円)	△2,718	△346	440
普通株式の期中平均株式数 (千株)	27,000	27,000	27,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計金額 (百万円)	28,263	31,076	31,422
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間期末 (期末) の純資産額 (百万円)	28,263	31,076	31,422
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末 (期末) の普通株式の数 (千株)	27,000	27,000	27,000

## (重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>1 多額な社債の発行</p> <p>当社は、平成21年 3月19日開催の取締役会の決議（社債（政府保証なし）400億円以内）に基づき、平成21年10月 1日以降、以下の条件で社債（政府保証なし）を発行いたしました。</p> <p>区分 首都高速道路株式会社第4回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）</p> <p>発行総額 金150億円</p> <p>利率 年0.69パーセント</p> <p>償還方法 満期一括</p> <p>発行価額 額面100円につき金99円97銭</p> <p>払込期日 平成21年10月14日</p> <p>償還期日 平成26年 9月19日</p> <p>担保 一般担保</p> <p>資金の用途 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金に充当</p> <p>その他 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</p>	<p>1 多額な社債の発行</p> <p>当社は、平成22年 3月25日開催の取締役会の決議（長期資金（有利子）1,104億円以内）に基づき、平成22年10月 1日以降、以下の条件で社債を発行いたしました。</p> <p>区分 首都高速道路株式会社第6回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）</p> <p>発行総額 金200億円</p> <p>利率 年0.315パーセント</p> <p>償還方法 満期一括</p> <p>発行価額 額面100円につき金100円</p> <p>払込期日 平成22年10月14日</p> <p>償還期日 平成27年 9月24日</p> <p>担保 一般担保</p> <p>資金の用途 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金に充当</p> <p>その他 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</p>	<p>—————</p>

## (2) 【その他】

記載事項はありません。

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |  |                         |
|--|-------------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類<br>事業年度（第5期）（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）                     | 平成22年6月29日<br>関東財務局長に提出 |
| (2) 訂正発行登録書  | 平成22年6月29日<br>関東財務局長に提出 |
| (3) 有価証券報告書の訂正報告書<br>事業年度（第5期）（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。 | 平成22年8月9日<br>関東財務局長に提出  |
| (4) 訂正発行登録書  | 平成22年8月9日<br>関東財務局長に提出  |
| (5) 発行登録追補書類及びその添付書類   | 平成22年10月7日<br>関東財務局長に提出 |

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

### 第2【保証会社以外の会社の情報】

#### 1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第1回ないし第6回社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（以下これらを総称して「当社債」といいます。）には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされており、当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなります。

- (注) 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。  
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くもの）をいいます。  
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

(平成22年12月21日現在)

銘柄	発行年月日	発行価額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名
首都高速道路株式会社 第1回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成19年3月26日	9,997	非上場
首都高速道路株式会社 第2回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成20年2月27日	9,998	非上場
首都高速道路株式会社 第3回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成20年10月14日	19,996	非上場
首都高速道路株式会社 第4回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成21年10月14日	14,995.5	非上場
首都高速道路株式会社 第5回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年3月1日	39,984	非上場

銘柄	発行年月日	発行価額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名
首都高速道路株式会社 第6回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年10月14日	20,000	非上場

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

### 3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

#### 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成22年9月30日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地  
東京都港区西新橋二丁目8番6号  
子会社及び関連会社はございません。
- ④ 役員  
機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。  
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成22年9月30日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、同法第9条の規定により、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。
- ⑤ 資本金及び資本構成

平成22年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	4,983,550百万円
政府出資金	3,722,026百万円
地方公共団体出資金	1,261,524百万円
II 資本剰余金	846,161百万円
資本剰余金	34百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
損益外減価償却累計額	△2,744百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III 利益剰余金	1,773,601百万円
純資産合計	7,603,313百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

## ⑥ 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
  - (ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。）
  - (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。）
  - (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、当社又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
  - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
  - (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、当社又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
  - (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
  - (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
  - (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
  - (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
  - (x i) (x) の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務
- (c) 事業に係る関係法令
- 機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。
- (i) 機構法
  - (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
  - (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
  - (iv) 通則法
  - (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
  - (vi) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日（平成17年10月1日）から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

## 第3【指数等の情報】

該当事項はありません。



# 独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月16日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐原 和正 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤 暢一 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 児玉 卓也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、首都高速道路株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 追記情報

重要な後発事象に、多額な社債の発行に関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月15日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 洋一 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤 暢一 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 児玉 卓也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、首都高速道路株式会社及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 追記情報

重要な後発事象に、社債の発行に関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月16日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐原 和正 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤 暢一 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 児玉 卓也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、首都高速道路株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 追記情報

重要な後発事象に、社債の発行に関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月15日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 洋一 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤 暢一 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 児玉 卓也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、首都高速道路株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 追記情報

重要な後発事象に、社債の発行に関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

